

この通信は高階土地区画整理事業区域内に土地をお持ちの皆様にもまちづくりの進捗をお知らせするものです。

高階事業区域の新しいまちづくりに向けた 都市計画の各変更原案について説明公聴会 を開催しました！

高階事業区域全体の都市計画変更に向けた手続きの一環として、7月28日（日）に高階市民センターに於いて説明公聴会を開催しました。

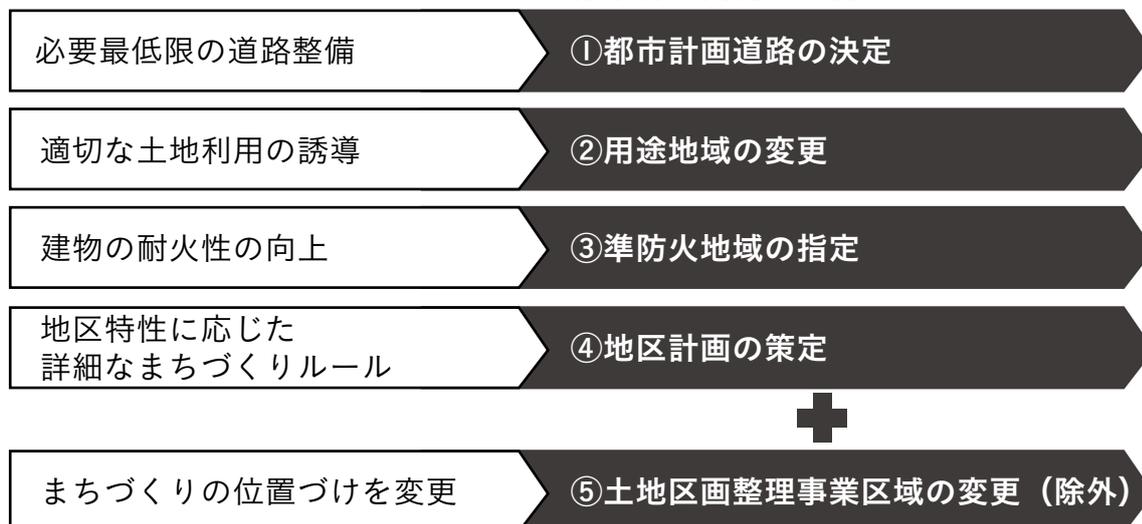


当日は、113名の方々にご出席いただきましたが、各案について反対するご意見はありませんでした。今後、法的手続きを進め（4ページ参照）、12月には都市計画決定・告示を行い、区画整理に代わる新しいまちづくり事業がスタートする予定です。

現在、建物の新築、建替えや宅地の細分化をご検討中の方は、市にご相談ください。その他、まちづくりに関する個別のご相談やご質問についても高階事務所、都市計画課にて対応しますので、お問い合わせください。

高階の新たなまちづくりの実現のための方策

都市計画変更の項目



新たなまちづくりの推進

説明公聴会での主な質疑の内容

Q & A



■整備スケジュールについて

- Q** 土地区画整理事業に代わる新しいまちづくり整備の全体計画の期間は、いつまでですか？
- A** 地域の実情にあったまちづくりへ転換して、概ね20年で終わる方針を示しています。
- Q** 骨格道路の整備スケジュールは、いつまでですか？
- A** 第1期整備分（東西の駅前通り線・寺尾大仙波線の一部）の全体のスケジュールは、平成28年度末の開通を目標に進めています。
- Q** 新河岸駅北通り線の整備は、いつから始まりますか？
いつから、交渉が始まりますか？
- A** 東西駅前通り線等の第1期整備完了後に整備に向けた測量作業やお話合いがスタートします。整備手法は、用地買収方式です。寺尾大仙波線第2期分につきましても同様です。

■新河岸駅の整備について

- Q** 橋上駅舎化については、検討が進んでいるのですか？
- A** 東西連絡自由通路整備に合わせた橋上駅舎化について現在、東武鉄道と協議中です。

■生活道路の整備について

- Q** 生活道路（現道）はどのように整備するのですか？
- A** 現在ある道路の活用については、既に小学校北側等の道路改良を行いましたが、通学路を中心に計画的に側溝等の雨水排水対策を行い、歩きやすい道路に改良します。また、隅切りの必要な個所についても関係者に提案をしたいと考えています。

都市計画が告示されると、原則的にこれまでの2階建以下などの規制（都市計画法第53条の制限）は、解除されます。
※ただし、用途地域や地区計画による規制はかかります。

■建替え時期や届出などの手続きについて

Q 都市計画が告示されるとどのような手続きが必要になるのですか？

A ご説明した各内容が都市計画として定まることから、それ以降の建築等の際には事前に地区計画等の届出（審査）が必要となり、各都市計画に適合した土地活用が求められます。

Q 自宅の移転が必要になるのですか？

A 高階土地区画整理事業による区域全体における建物移転は発生しませんが、今回示した道路計画等に該当する場合は、移転補償の対象となります。

Q 建て替える（二世帯含む）予定があるのですが、早い方が良いですか？

A 一般住宅（木造や鉄骨造2階建）の場合で、現在と同じ敷地に建替えるのであれば大きな相違はないと思いますが、個別にご相談ください。

■その他

Q 新河岸駅前通り線の不老川以西の整備はいつになりますか？

A その路線については、整備効果の高いものと認識しておりますが、現在、市内に都市計画決定されている幹線道路について、具体的な整備計画（優先順位等）を検討中です。

Q 一灯式信号の交差点など、危険な交差点があるが改善出来ませんか？

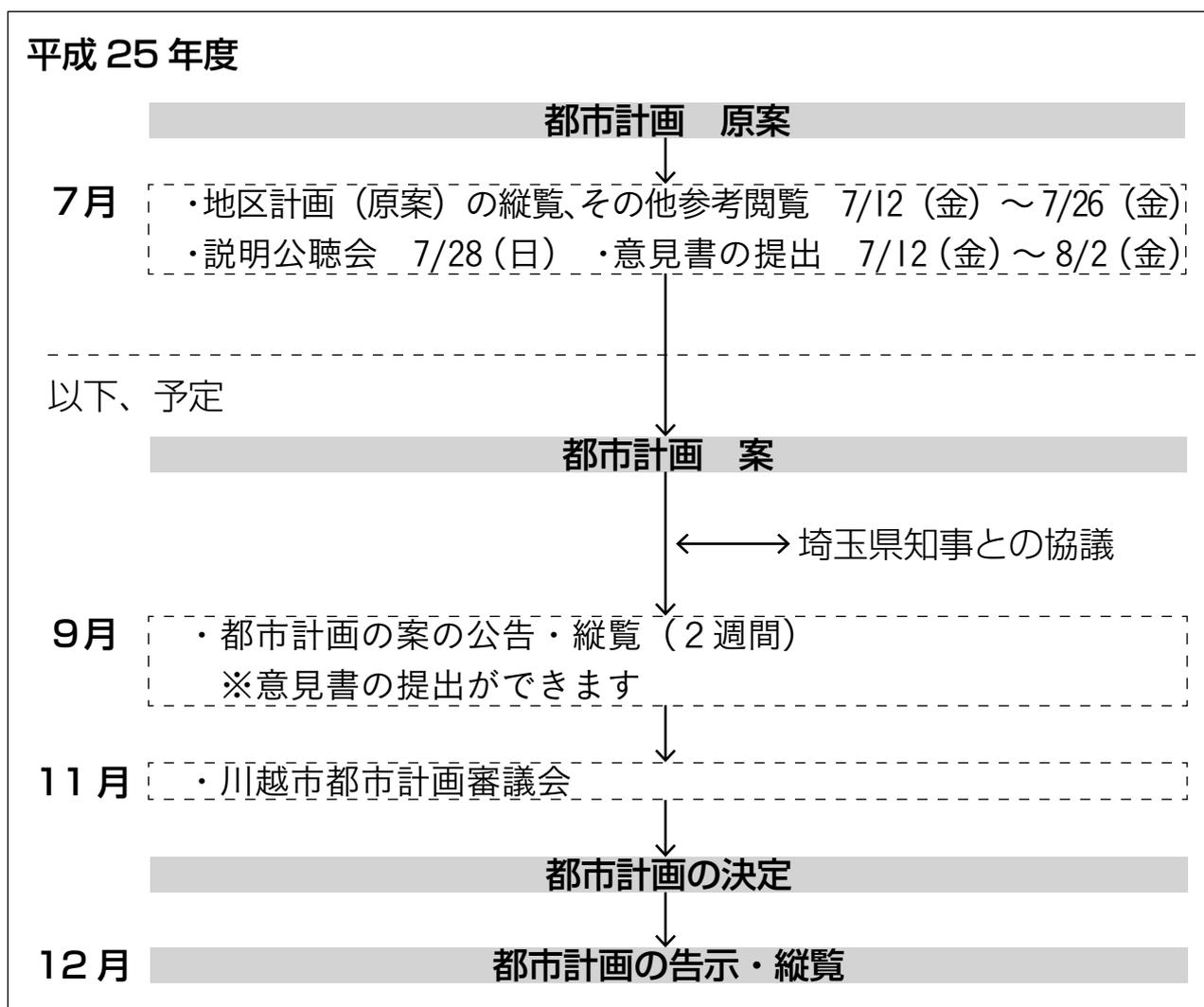
A 暫定整備を含めて道路等の交通安全対策につきましては、警察等の関係部署と協議を行い進めていきます。



今後の都市計画変更手続きの流れ

今後は、都市計画の決定に向けて、以下の流れで手続きを進めていきます。

9月から都市計画法17条に係る各案の公告・縦覧、意見書の提出期間の後、11月の川越市都市計画審議会を経て、12月中の都市計画決定を予定しています。



※ ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

発行／お問い合わせ先

川越市 都市計画部 高階土地区画整理事務所

〒350-1133 川越市大字砂 77-1

電話 049-244-5588

FAX 049-247-6448

